（公正取引協議会の事業） **第18条**　公正取引協議会は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。 ⑴　一般消費者及び事業者に対するこの規約の普及啓発に関すること。 ⑵　一般消費者及び事業者からのこの規約に関する相談並びにこの規約の適用を受ける事業者の指導に関すること。 ⑶　この規約に基づく表示基準の設定に関すること。 ⑷　この規約の適用を受ける事業者のこの規約の遵守状況の調査に関すること。 ⑸　この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査及びこの規約の規定に違反する事業者に対する是正のための措置に関すること。 ⑹　景品表示法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。 ⑺　自動車の取引の公正化に関する研究に関すること。 ⑻　一般消費者からの苦情の処理に関すること。 ⑼　関係官公庁及び関係団体との連絡に関すること。 ⑽　その他公正取引協議会の目的を達成するために必要なこと。	（公正取引協議会の事業） **第18条**　公正取引協議会は、次の事業を行う。 ⑴　この規約の内容を会員及び一般消費者に周知徹底させること。 ⑵　この規約についての相談及び指導に関すること。 ⑶　この規約で定めた表示に関する規定に基づいて、その基準を設定すること。 ⑷　この規約で定めた表示について、会員の実施状況を調査すること。 ⑸　この規約の規定に違反する疑いのある事実に関して調査を行うこと。 ⑹　この規約の規定に違反した者に対する措置に関すること。 ⑺　この規約の変更に関すること。 ⑻　関係官公庁との連絡に関すること。 ⑼　会員への情報提供に関すること。 ⑽　公正取引協議会事務局の組織に関すること。 ⑾　一般消費者からの苦情処理に関すること。 ⑿　会員証の交付及び没収に関すること。 ⒀　その他この規約の施行に関すること。

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（規約の運用機関） **第５条**　この規約の運用機関は、一般社団法人自動車公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）とする。 （公正取引協議会の事業） **第６条**　公正取引協議会は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。 ⑴　一般消費者及び事業者に対するこの規約の普及啓発に関すること。 ⑵　一般消費者及び事業者からのこの規約に関する相談並びにこの規約の適用を受ける事業者の指導に関すること。 ⑶　この規約に基づく景品類の提供の制限に関する基準の設定に関すること。 ⑷　この規約の適用を受ける事業者のこの規約の遵守状況の調査に関すること。 ⑸　この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査及びこの規約の規定に違反する事業者に対する是正のための措置に関すること。 ⑹　不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。 ⑺　自動車の取引の公正化に関する研究に関すること。 ⑻　一般消費者からの苦情の処理に関すること。 ⑼　関係官公庁及び関係団体との連絡に関すること。 ⑽　その他公正取引協議会の目的を達成するために必要なこと。 （違反に対する調査） **第７条**　（略） （違反に対する措置） **第８条**　（略） （違反に対する決定） **第９条**　（略） （規則の制定） **第10条**　（略）	（公正取引協議会の事業） **第５条**　社団法人自動車公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。 ⑴　この規約の周知徹底に関すること。 ⑵　この規約についての相談及び指導に関すること。 ⑶　この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 ⑷　この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。 ⑸　不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反防止に関すること。 ⑹　関係官公庁との連絡に関すること。 ⑺　一般消費者からの苦情の処理に関すること。 ⑻　その他この規約の施行に関すること。 （違反に対する調査） **第６条**　（略） （違反に対する措置） **第７条**　（略） （違反に対する決定） **第８条**　（略） （規則の制定） **第９条**　（略）